

# 定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 上下水道局 料金業務課、上下水道建設課、上下水道管理課  
(水道事業会計)
- 2 監査実施日 令和6年7月25日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和5年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸  
監査委員 表 靖二

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認められた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、上下水道管理局长ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

なお、水道事業会計の定例監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士を選任し、予備監査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

次に記載する指摘事項以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

### <指摘事項>

修繕引当金(72,506,602円)は、旧会計基準の適用時に計上され、施設等の修繕

に備えていたものであるが、近年は活用されることのないまま留保されている状態である。

施設・管路の更新や耐震化など今後の経費負担を見据えつつ、この引当金については、合理的に見積もれる費用の発生の見込みがなく、今後取崩しの予定がない場合には、運用方針を見直し必要に応じて他の積立金に振替えるなど、財務情報を適切に示すうえでも、資金の有効活用策を検討されたい。

#### 9 監査の結果に添える意見

水道事業は、市民生活や企業の経済活動を支えるライフラインとして重要な役割りを担っており、将来にわたり良質で安全な水道水を安定的に供給するための体制づくりが必要である。

人口減少に伴う水需要の減少や施設・管路の老朽化への対応に備え、長期的な視点で事務の効率化と財政の健全化を図り、持続可能な経営の実現に向け、創意工夫を凝らした事業運営に今後も努められたい。